○国土交通省告示第千百三十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年八月三十日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ—1815	ホンダ　ＥＢ　Ｊ—ＪＡ10	オートバイ	ホンダ　Ｊ　Ａ10Ｅ	0.109	新大洲本田摩托有限公司 中国上海市青浦区華新鎮嘉松中路188号

○国土交通省告示第千百三十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年八月二十九日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3290	三菱　ＥＤ　Ｒ—ＶＣ10Ｃ	刈取脱穀作業車	クボタ　Ｖ　3800	3.769	三菱農機株式会社　島根県松江市東出雲町揖屋667番地１

○国土交通省告示第千百四十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年八月三十日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3291	ヰセキ　ＥＤ　Ｒ—Ｔ187Ｆ	農耕トラクタ	シス　66Ｃ	6.595	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第千百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年八月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43—94Ｒ—010002	オフセット前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　T26	トヨタ　ＤＢＡ—ＮＺＴ260、トヨタ　ＤＢＡ—ＺＲＴ260、トヨタ　ＤＢＡ—ＺＲＴ—261、トヨタ　ＤＢＡ—ＺＲＴ265	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年八月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43—70Ｒ—010034	大型後部反射器　ＮＣＩ　ＳＲⅡ—Ｚ２ＨＴ	日本カーバイド工業株式会社　東京都港区港南二丁目11番19号

○国土交通省告示第千百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年八月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐ＧＳ—1018	一酸化炭素等発散防止装置　カミンズ　ＱＳＢ6.7—４Ａ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：19.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：20.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：21.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：22.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：23.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：24.0kPa	カミンズジャパン株式会社 東京都大田区東糀谷六丁目２番11号
㊐ＧＳ—1019	一酸化炭素等発散防止装置　カミンズ　ＱＳＬ９—４Ａ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：16.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：17.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：18.0kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：19.0kPa	〃

○国土交通省告示第千百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年八月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43—58Ｒ—020014	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0010	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口６丁目１—45
Ｅ43—58Ｒ—020015	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0020	〃
Ｅ43—58Ｒ—020016	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0030	〃
Ｅ43—58Ｒ—020017	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0040	〃
Ｅ43—58Ｒ—020018	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0050	〃
Ｅ43—58Ｒ—020019	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0060	〃
Ｅ43—58Ｒ—020020	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0070	〃
Ｅ43—58Ｒ—020021	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0080	〃
Ｅ43—58Ｒ—020022	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ25—0090	〃
Ｅ43—58Ｒ—020023	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ08—0030	〃
Ｅ43—58Ｒ—020024	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　Ｗ　Ｒ08—0100	〃

○国土交通省告示第千百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志